

(日二十二月一年十和昭) 側右の席長議てつ向りよ場議・席臣大の院議衆

## 第三七 岡田内閣時代

### —五十萬元事件—

齋藤内閣は、昭和九年七月三日、奇々怪々なる帝人事件のために、一同、辭表を捧呈した。

後繼内閣に關し、御下問を拜した西園寺は、四日午前、御殿場から上京し、御下問に奉答する前、内大臣府に於て、齋藤首相、高橋、清浦、若槻の各總理大臣禮遇者、及び一木樞密院議長と會見し、彼等の意見を徵した後、海軍大將岡田啓介を奏薦した。

岡田は、同日午後二時、召されて大命を拜し、直ちに、總理大臣官舍日本室を組閣事務所として、組閣に着手した。組閣方針は、齋藤前内閣と同様、舉國一致の立前で、同夜、

鈴木政友會總裁、若槻民政黨總裁を訪ひ、兩黨の援助を求めた。

若槻總裁は、五日午後、主腦部會議を召集して、協議の結果、岡田内閣を援助するに決し、同日午後、其の旨を、岡田に回答した。

所が、政友會の黨情は、甚だ複雑であつて、議論紛糾すべく見えたので、床次氏は、五日朝、鈴木總裁を訪ひ、懇々と、舉國一致の必要を説いたが、鈴木總裁は、之に對し、可否の意見を述べなかつた。

岡田は、同日午後、鈴木總裁を訪ひ、『遞信大臣として床次竹二郎、農林大臣として望月圭介、此の兩氏に入閣を願ひたいと思ふから、何分、よろしく頼む』と、諒解を求めた。之に對して、鈴木は『いづれ黨の機關に諮つて、お答へする』と答へたが、岡田が『よろしく頼む』と言つたのは、兩人への入閣交渉を、鈴木に頼むと云ふ意味でなかつたことは勿論で、岡田は鈴木の返答を待たないで、組閣參謀たる河田烈を望月邸に遣はし、入閣を懇請した。然るに望月は、即日、岡田を組閣事務所に訪ひ、入閣謝絶の旨を答へた。其の理由として、望月が新聞記者に語つた所は、左の通りである。

自分は田中内閣の折、内相として、岡田君とは同僚の關係にあつた。以來同君の人格と識見に對しては、少からぬ敬意を抱いて居り、親密な交友知己の間柄にあつて、相往來して居る。今回同君が大命を拜受されたことに對しては、時局多難な折柄、誠に御苦勞に思ふ。自分としては、平生の關係から申せば、進んで色々御相談に應じ、御助力申すべきであるが、遺憾ながら、自分は昭和三年御大典當時、内相として、及ばずながら御奉公申上げたことを以て、最後と考へて居る次第で、其の後は、たとひ政友會の黨務にかゝり、或は總裁を援助すると申しても、全く、大臣として働くうと云ふが如き考へは毛頭なく、一國民として國家のために盡さうとの所存であり、之れは今春自分が政治家でありながら議員を辭さうとした決意で、諸君御承知の事と思ふ。右のやうな事情で居つた所、本日午後河田君を通じ、是非自分に入閣し援助してくれと、岡田君の意向が傳へられたので、鈴木總裁に會つて、此事を報告し諒解を求めた上、岡田君に會つたのである。同君からは誠に懇切な御依頼であつたが、自分には先に述べた信念があつたので、お断りした。若し自分に右の信念がなかつたならば、喜んで岡田君の希望に副つた事と思ふ。勿論、同君から尙ほ考慮してくれと云ふ話もあつた。椅子が不満だつたらうと云ふのか？ そんな馬鹿なことがあるか。自分は、これでも立派な家柄の出の男だ。椅子とか云ふ言葉さへ汚らはしく思つて居る。（東京朝日新聞）

尙ほ、『今後も絶対に入閣しないか』との新聞記者の間に對して、望月は『絶対と云ふ語は避けて貰はう。政治家は協調妥協しなければならぬことがある。あの剛愎な星亭でさへ、絶対と云ふ言葉は使ふなと言つたことがあるからな。』——と答へた。

## —

同夜（五日）、鈴木總裁は、自邸に最高幹部會を召集した。出席者は床次、岡崎、望月、小川、久原、山本（悌）、山本（条）、三土、鳩山、前田、川村、芳澤、島田、秋田、及び各總務、幹事長で、黨員の入閣を認むべきか否かに就て凝議したが、多數の意見は、岡田の方に、政黨に對する誠意がないと認め、今一應、岡田の眞意を確むることに決した。

六日午前、組閣參謀長格の後藤文夫は、床次氏を訪ひ、遞相の任に就かんことを請うたが、床次氏は、『新内閣が政黨に對して誠意を示す所があり、其れが自分の腑に落ちるものであれば、黨幹部に相談して見よう。就ては、政黨側に對して、五個の椅子、即ち政友

會に三個、民政黨に二個を、振向けることが出来るなら、何とか、盡力して見ようと思ふ。』——と答へた。岡田の既定方針は、政友會二、民政黨一であつたのである。

此の間、藤井真信の大藏大臣が、先づ決定し、次いで、外務、陸海軍大臣の留任が決定し、後藤文夫の内務大臣、小原直の司法大臣が決定した旨、非公式に發表された。

鈴木總裁は、六日午後、岡田を訪ひ、『貴下は、政黨の協力を求めると言ひながら、眞に舉國一致の實を擧ぐる誠意が、見えないではないか』と詰つた所、岡田は『自分は素人で、不慣れのため、全く不行届であつた。併し今まで決定した所を、變更することは出来ない。昨日お願ひした件に就ては、何卒、貴黨を纏めるやう、宜しく願ひたい。』——と答へた。

鈴木は、重ねて黨の機關に諮つた上、返答する旨を述べて辭去した。

六日夜、政友會最高幹部會は、重ねて鈴木總裁邸に開かれた。是れより先、岡田は、床次氏に對し、使者を以て、政黨側に五個の椅子を振向ける條件を承諾の旨、通告したので、床次氏は、最高幹部會に之れを報告し、是れは、政黨尊重の態度に、一步進んで來た

證據であるから、國家非常の時節でもあり、此の邊で妥協しては何うかと主張した。山本条太郎も亦た、「岡田大將は舉國一致の實を擧ぐべく、政友會員の入閣を熱望してゐるから、政友會としても、更に充分、考慮する必要がある」と說いたが、大勢は、入閣拒絶に傾き、總裁一任に決した。

斯くて、鈴木總裁は、翌七日午前、岡田を訪問し、入閣拒絶を通告した。然れども、床次氏は、協力内閣の主張を捨てず、山崎、内田を伴ひ、入閣するに決した。其れは、七日夜の深更であつた。

斯くて、八日、左の如く、新内閣は成立した。

## 岡田内閣成

内閣總理大臣（拓相兼任） 岡田 啓介

外務大臣

廣田 弘毅

内務大臣

後藤 文夫

大藏大臣

藤井 真信

陸軍大臣	林 銑十郎
海軍大臣	小原 岳
司法大臣	松田 源治
文部大臣	大生 直
農林大臣	山崎 達之輔
商工大臣	町田 忠治
遞信大臣	床次 竹二郎
鐵道大臣	内田 信也

床次氏は入閣の結果、山崎、内田と共に、政友會から除名された。次で遞信大臣祕書官となつた春名成章、政務官となつた井阪豊光、石井三郎、守屋榮夫、青木精一、樋口典常、豊田收、津井義道、森肇、兼田秀雄等十名も除名された。而して政友會内の協力内閣論者は、政友會の態度が、強ち、岡田内閣反対と云ふのでない以上、急いで脱黨する必要

なしと認め、黨内から、總裁派の行動を牽制せんとする方針を執つた。唯だ瀧正雄一人のみ、床次氏と進退を共にすると云ふ理由を以て、敢然として脱黨した。

同年十一月二十七日、藏相藤井が病氣のため辭職し、高橋是清が其の後任となつた。そこで、政友會總務委員會は、高橋に離脱を要求するに決し、東總務と若宮幹事長は高橋を訪ひ、『貴下が岡田内閣に入閣された以上は、政友會を離黨されたものと思ふ』と述べた。然るに高橋は、『自分は政友會を離れてはゐない。若し政友會の方で、氣に入らぬならば、除名でも何んでも、勝手にするがよい。』——との挨拶であつた。そこで政友會は、重ねて總務委員會を開き、高橋に對し、『別離』の通告を送附した。

## 三

岡田内閣は、災害對策に關し、臨時議會（第六十六議會）を召集し、昭和九年十一月二十八日を以て開會された。

此の議會に於ける所謂『爆弾動議』なるものは、政友會の不統一を曝露し、議會の威信を傷けたこと、幾何なるを知らない。

十二月五日、豫算委員會に於て、政友會の東武は、議事進行に關して發言を求め、突如として、左の動議を提出した。

質疑應答を重ねる中に政府の農村に對する豫算に對し各委員とも極めて不満であることが判つた。よつて私は次の動議を提出する。即ち政府は國防、產業兩全の趣旨に鑑み災害對策、匡救事業後策及び地方自治體窮乏打開のため、現に審議中の昭和九年度追加豫算案並に既に廟議決定せる昭和十年度豫算の外、昭和九年度及び十年度を通じ、少くとも一億八千萬圓見當の歳出を追加計上し第六十七議會の傍頭に、之れを提出すべきものと認む。右に對し政府の明確なる言明あるまで本委員會の審議を休憩すべし。右動議を提出す。

民政黨委員は、大いに驚いて、之れに反対し、其の他の委員も反対したが、政友會委員は、多數を以て、之れを可決した。

因て政府は、六日朝の閣議に於て、東武の動議に對し、岡田首相より、左の如く答辯し、政友會が、此の答辯に満足せず、飽くまでも豫算審議を進めざるに於ては、斷然、議會を解散すべく、方針を決定した。

## 政府の態度

昨日の東武君の動議に關し、茲に政府の所信を申述べます。政府は災害對策、匡救事業などに關しては、固より深甚の考慮を拂つて居る次第でありまして、現に要求し、また要求せんとする豫算を以て、之れに處せんことを期するのであります。尤も今後實情に即し眞に必要な施設に關し考慮することに於ては客かならざるものであります。併し現に審議せられつゝある昭和九年度追加豫算案は、最も急を要するものなるにつき、速かに審議を速められんことを望みます。

政府の此の態度を知つた政友會は、大いに喫驚狼狽し、六日午後、豫算委員會を續開して、右の岡田首相の答辯を聽取した後、休憩して對策を議した結果、(一)災害豫算は時局に鑑み、審議を續行し、兎も角も通過せしむること。(二)但し東武氏が提出せる動議中の骨子をなす災害及び地方疲弊救濟豫算の増額に就ては、其の意のある所を、付帶決議とす

ること。——に決し、大山鳴動して、鼠一疋も出ないで終つた。

七日朝刊『東京日日新聞』は、此の爆彈動議事件の側面觀を、左の如く書いた。

爆彈動議の  
側面觀

(上略)『この上は解散!』と主戰的に出たのが、軍部兩大臣、後藤、床次、内田、山崎の各大臣、少し逡巡氣味であつた町田商相までも、『よし、やらう』となつて、解散の決意が出來たのが、東君の動議提出後、一時間半位のことであつた。首相など『喧嘩と肚がきまれば、氣が軽くなる』と朗かに官邸に引きあげた。六日の朝になつて、此の形勢を知つた政友會は、政府以上の騒ぎやうだ。政府は豫算總會で、首相がアツサリと、政友會の動議を押し返す。民政黨では『政民聯携などゝ、尤もらしい顔をして、欺すやうな者は絶交だ』と騒ぐ。ひそかに頼みにしてゐた國民同盟すらが、『道連れ御免』を聲明する。内部は内部で、『解散になつたらどうする? 獨斷でこんなことを惹起するとは、幹部ファッショだ』と、悲痛な叫びをあげる正直者も出て來る騒ぎ。政友會も計算違ひの形。(下略)

兎も角、政友會は醜態であつた。

## 四

第六十七議會は（昭和九年十二月——昭和十年三月）、醜態の連續であつた。殊に、政友會一部の床次氏に對する泥試合は、殆んど狂亂的状態であつた。

昭和十年一月二十三日の本會議に於て、政友會幹事長山口義一は、床次氏の『五十萬元事件』なるものに關し、甚だ無茶な質問を發した。此の事件は、鶴岡和文（當時代議士）が、滿洲に於て或事業を經營するため、學良から、其の資金を借り出さんとしたるも、自己の信用が足りないので、曩に八年間、奉天總領事として、張家に信用厚き赤塚正助に、斡旋を依頼し、赤塚、鶴岡兩人の名を以て、學良から五十萬元を借り出した事に起因する。然るに我軍が奉天を占領した際、學良の金庫中から、此の兩人の受領書が出たので、彼等の背後に、床次氏があるであらうと、一時、疑はれたのであつた。何となれば、當時、赤塚は鹿兒島縣選出代議士で、常に床次氏と進退を共にしてゐたからである。故に、

件  
五十萬元事

犬養内閣組織の際、犬養は、五十萬元問題を、取調べてゐる軍部方面に對し、真相を問ひ合はせ、床次氏とは何等の關係もないと云ふことが判明したので、床次氏の入閣は決定した次第であつたのである。

然るに山口は『抑も床次氏が、昭和三年對支政策に就て、所見を異にすると稱して、民政黨を脱して、滿支を旅行した時の心境は、如何なるものであつたかを考へると、當時の田中内閣は、東方會議を開いて、對支强硬政策を執つて居た際である。張學良は、この强硬政策に恐れをなして、排日、抗日の運動を執拗に續けて居たのである。若し床次氏が、我が政府と同様の强硬態度を持してゐたならば、五十萬元と云ふ金を遣るべき筈がない。こゝに世人の疑が存する。：：私は、當時床次氏が、我が滿蒙の既得權益を抛棄とまでは言はなくとも、少くとも、我が對支强硬政策を、軟化すると云ふ位の、約束はしたものであると、信せざるを得ないのである。事茲に至つては、是れは、單なる金錢問題や綱紀問題ではない。謂はゞ國を賣るの行爲であると言はなければならぬ。』——など、激語した。

斯やうに事實に違つた所の、無茶な議論に對しては、床次氏は腹も立たなかつたであら

山口義一の  
質問

う。悠然と、笑ひながら答辯した。

(衆議院議事速記録)

**國務大臣** (床次竹二郎君) 只今山口君から大變御親切な御注意がありまして、是は深く感謝致します。但し仰つしやる所は山口君の推定で仰つしやるのであつて、其事實に付ては私は御同意を表する譯には勿論いかぬのですが、成程私は支那を廻りました。廻つたのは昭和三年の十二月であつたと記憶しますが、其當時日支の間は紛糾を重ねて、解決せざること、どれだけありましたか、一年であつたかと記憶しますが、もう確つかり覚えませぬけれども、日支の間が紛糾解けざること日を重ねると云ふことは、兩國の爲に甚だ取らざる所であると云ふ考は有つて居つた。一度支那にも行つて様子を見たいと云ふ考は疾くからあつたのを、十二月になつて初めて實行したのであります。併しながらそれは單に唯それだけの話ですから、向ふに行つては向ふの事物を、様子を眞に見聞して來たいと云ふだけのことです。自分の意見を其間に挿

むと云ふ考は、初めから持つて行かなかつたのである。兎角話は變な工合で、何か私がお世辭を並べたなんて、そんなことは勿論ありやうもないことです。私は兩國の間の問題が解けずして長く居ると云ふことは、由つてそれが爲に兩國間の大事を惹起することがあつては甚だ宜くない、だから向ふの様子も見て、盡せるものなら盡して見たいと云ふ志だけは、確かに持つて居つたのです。それで人から見れば何の用もないやうであつたけれども、行つたんです。出發する際と云ふか、歸つてから聞くと云ふと、私の暗殺の計畫があつたやうにも聞いて居る。さう云ふ所に何も行かぬでも宜いですけれども、併し兩國間の大事を惹起すと云ふことは面白からぬことだから、事情が分るなら分らして見たいと思うのである。廻つた處は、南京と濟南と奉天に行きました。奉天に行つたから學良にも無論會ひました。併し歸つて来て私の執つた行動は、どう云ふことであるかと言へば、今即座には記憶しませぬが吾々は其當時新黨俱樂部でありましたから、對支意見を發表した。其中の一つは、南京政府は速に承認するが宜からうと云ふ意見、もう一つは濟南事件が纏めて解けずに居つた。こちらは保

障を立てろ、さうすりや撤兵する、向ふは兎も角首筋を押へて居つては困るから、其手を解いて呉れ、それから撤兵の相談をしよう、斯う云ふことで揉めて居つたのです。私は實際行つて見て、そんなことで争はぬでも、事實は譯なく解決が出来ることがあります。斯う思うたから、三箇條ばかりの意見であつたと思ひますが、其中の二箇條は今申す通りの事である。それで之を田中總理に意見を言つた。議會でも其當時の新黨俱樂部として意見を發表した。田中總理は議會に出て、吾々の意見に賛意を表したのである。それから間もなく南京政府は承認になつた。さうして濟南も撤兵になり、同時に解決せざりし所の南京事件も解決を致したのです。自分は竊に、國家の爲に盡し得たと、今にも信じて居る(拍手)。其間何等満洲の權益を抛棄するなんて、何處からさう云ふことが、今のやうな考を有つて居る私として、考へ得られますか(ひや／＼拍手)。國家の爲に微力を盡さんとする者が、さう云ふ輕々に満洲の權益を抛棄するなんぞつて、到底出來ないことです。のみならず私から言へば、私は大體大陸に志を有つて居る一人である。遠からぬことです。少し話が古くなるけれども、御話をすれば三派聯

合内閣の時分に、軍備縮少論の起つたことがある。或は師團を半減するとか、或は四箇師團を減するとか——其當時吾々は在野黨として軍備縮少の時期ではあるまい。明治御一新以來吾々は大陸に志を有つて居る。未だ其事が行はれぬ時に、輕々に軍縮をすべきではあるまい。軍備整備なら宜しいが、軍縮は宜しくないと云ふことを、單獨の、唯一の野黨として唱へたことがある(拍手)。斯様な志を有つて居る者が、今のやうなことを考へろと言つたつて、考へられるものぢやありません(拍手)。

大概人を品評するには、彼が如何なる人物であるかと云ふことを見てすべきものであります。私は此皇國青年有志と云ふ名前で、何か出たと云ふことは聽きました。一寸見ただけのことで内容も見ませぬ。何を言ふて居るのであるか、全體、本當に議論があるなら、堂々と名乗つて私の所へ來られれば分る話である(拍手)。皇國青年だと、やあ何だとか言つて、名前を隠したもの以て、私に戦を挑むと云ふのか、何と云ふか、そんなことをされる必要はありません(拍手)。私の身體は何時でもさらけ出して居る。先刻も申した、曩に南京、上海に渡つた時でもさうです。暗殺計畫はあつたの

か無いのか知らぬけれどもお勝手だ。何時でも宜しい。此身體は國の爲に御用に立つ時は、亡くなされても、ちつとも差支ないのですから(拍手)、そんな匿名などで議論をするなんて抑々何ですか。一體……(ひやひや拍手)それのみで、他のことは御答する必要が殆んどないと思ふ(拍手)。堂々と名乗りを揚げて御出でなさい。堂々と名乗りを揚げてお出でなさい(「確かりやれ」「本當だ」と呼ぶ者あり拍手)。それでありますから、私はそんな『パンフレット』なんぞは能く碌に見もしない。其後何であるか小さな新聞に何か載つて居つたことがある。あゝ又何かやつて居るなと思つただけのことです。

元來此事件は、一番初めは犬養内閣の組織されんとする當時に、一寸國民新聞に載つたことがある。其時は私だけの名前ぢやありません。外の人の名前も載つて居つた。其時からのことです。もう棚曝しの古い問題です(笑聲、拍手)。今時分どんな名前を變へて來やうと、實體に變りはないのです。若し眞實變りがあるなら、先刻申す通り、名乗つて御出でなさい。名乗つて御出でなさい。其代り自己も覺悟をして御出で

なさい。何時でも出來ることです。それでから新聞を見た時でも、私は放つちらかしです。で此點は——併し洵に山口君に御厚意を感謝します。苟も政治家として汚名を著せられた際には、之を明にするのが如何にも本當だ。御尤もです。そこに御忠告下さることは、深く感謝致すのです。併しながら、私は又、斯う云ふ考を有つて居るのです。大概の事は、未だ曾て辯明したことはないのです。嫌ひです。いや、つべこべ辯明しても、信じる人は信じるし、信じない人は何處までも信じないのですから、言ふだけ餘計なことですから……まあ、私の過去を考へて見ても、私は自分の一身上の事を辯明したことはありません(出来ないだらうと呼ぶ者あり)。出来る出来ないなどと、人の眞面目に言ふことを、どなたですか、そんなことを言ふのは……(笑聲)。そこで辯明したことはない。殊にだ、此問題の如きは、今更辯明でもないのです。もう歎の生へた問題だ。それを辯明でもなし、況んや私もそれは考へないでもない。如何にも政治家としては、斯くあるべき譯であります。それは普通ならば……併しながら昨今の世態を顧み、自己の立場が、今どんな所にあるかと云ふことを考へる時に、一

々辯明するのが宜いのか、黙つて居る方が宜いのか、御好意に背くやうですけれども私は今の世態に鑑み、自己の立場を能く顧みて、折角の御注意には應じられぬ考を持つて居る。さう云ふ態度を、今までも執つて居ります(「大統領」と呼ぶ者あり、笑聲)。

只今又重ねて、大變御親切な御言葉であつて、色々問題を聞くやうだが、それは大した事でもないやうだから、見遁して置くと言はれる。決して御見遁しに及ばぬ。どんく、言うて下さい(笑聲)。私は、自分が此間から、大分是は世の中で問題にされて居るな、何が出るのか知らんと思つて新聞を見て居ると云ふと、宜い加減ありますよ(笑聲)。それを御見遁しになつたんだらうと思ひますが、廣島水力と云ふのと、それと名前は知りませぬが、島根縣邊りの水力會社がある。それが長い間喧嘩をして居つたのが、此頃手打になつた。それで去年の九月頃でしたらうね。そこの會社の人が見えて、まあ斯う云ふ譯になつたから、一杯飲むから來んかと云ふことで、私行きました。私ばかりぢやない。隨分他にも知つて居る顔の人人が餘計行きましたが、それが此頃新聞で、何でも裁判問題になつて居ると云ふことです。裁判問題になつて居れ

ば、孰れ何とか片付くでせうが、私が金でも取つたらしい風です(笑聲)。然るにだ、事實其問題の解決したのは、私も調べて見ないから知らぬけれども、私が遞信大臣になる以前の事でせう。さうして確かに行つて挨拶したことは覚えて居る。洵に御目出度い事ですと言つた。併しだ、話を聞いて見ると、私が正賓でなくして、前任者が寧ろ御馳走になつた方が宜ささうだが、まあ併し御馳走になるのは宜いわ(笑聲)と云ふことで、頂戴したことがある。苟も遞信省に關係のある會社から、御馳走を受けると云ふことは、餘り善い事ではないかも知れぬが、併しまあ、そこらは咎めるべき譯でもないでせう。それに金でも取つたやうに、告發とか、或は告訴と云ふのですか、何か、裁判所に出て居るさうですが、何もないことです。それだけのことです。それから何時ぞやは、是も私の知つて居る人であります。岐阜縣に何か土木工事があつて、私の友達二名、知つて居る人で調べられたとか云ふことがあつた。さうしたら、其事にも床次が鐵道大臣で關係があると云ふことを、言ひ觸らされたことがある。鐵道大臣には相違ないが、生憎其當時には鐵道省關係の工事はない。聞いて見たら、縣

の土木工事だ。縣の土木工事に鐵道大臣が何か口入れでもしたのですかね(笑聲)。さうして金でも取つたやうに風説を傳へられて居る(「そんなことを質問しては居ない」と呼ぶ者あり)。いや、見遁してやると言はれるから、見遁すには及ばぬ、豫めさらけ出して置くのです(笑聲)。それから又、何か沖取漁業なんと云ふことは、全體何をやるやら、私は分らぬ問題ですが、沖取漁業に何か關係して、金でも取つたと云ふことも此間載つて居ました……

(發言する者多し)

議長（濱田國松君） 静肅に。

國務大臣（床次竹二郎君）（續） それから。いや鐵道大臣の時代に何をやつた、今度遞信大臣になつたら、船舶改善で金が取れたとか、色々あるです。是はまあ、何があらうと、私の心に問うて、何も知らぬ事であります。さう云ふことがあれば、御注意を下されば、靜に考へて見ます。一寸他の所まで議論が及びましたが、左様な譯で、張學良とは一遍、其當時會ひましたけれども、其時はそれだけの話です。まあ、あの

時の話をするなら、君も隨分大きな領土と人口を控へて居るのだから、唯軍閥でなく考へたら宜からう。さうして滿洲を良く治められることが宜からうぢやないか、と言ふやうな話は、挨拶にして來ました。けれども此方の權益を、お前の方に上げるなんと云ふことは、全體話に出せもしないぢやありませんか(笑聲)。さうして其受取證は、全體私が出して居る譯でもないでせう。あなたも御覽になつた譯でもないでせうが、赤塚か誰か出したと云ふのでせうが、赤塚が出したのが、床次が直ぐ受取を出したとは違ひます。そこは區別がある。床次が金を取つたと云ふのと、赤塚が——取つたか取らぬか、それは知らぬけれども、赤塚が取れば直ぐに床次だ……さう云ふ譯のものではないでせう。友人として、どうぞ其邊は冷靜に御考を願ひます(拍手)。さうしてこんなやうな問題は、事實其通りであれば、洵に怪しからぬ事でありますが、能く御認めの上で——唯人から人、噂を聞いて斯うだとか、あゝだらうとかでは、御互に此議場で論議するには、少し早過ぎるやうに思ふ(拍手)。今の他の問題をあなたが見遁すと仰つしやつたやうな工合に、能く確めて、御互にやらうぢやありませんか

か(拍手)。議會に泥試合が再々出ることは、決して宜い事ではありませぬ(ひやく、拍手)。殊に事苟も外國に關したことは、尙更のことのやうに私は思ひます。何か先刻、陶何とか云ふ者がどうとか仰つしやつたですが、それ等が何と言ふたのか知りませぬが、それ等が、いや床次が赤塚と關係があつて、どうとか云ふ事でも言ふたのですかどうですか、名前を御引出しになりましたが、私は記憶しませぬが、外國に關した事などは殊に用心したいものだと思ひます。もう御注意までもない、そんな事であれば床次は今日まで生きて居りませぬ。先刻申した暗殺事件などもです、私の心事を私が言ふ爲に、茲に申上げるのですが、私の所に大變憤慨して來て、あれは裁判事件になつて居る、お前も一つ何とかしろと言つて、相當身分のある人、それから又相當慷慨の士と云ふやうな人から、話もあつたことがある。併し私はさう言ふたのです。私は幸にして洵に運の好い男で、中々さうひよつくらひよつと殺されるやうなことは、自分ではないと思つて居る。さうして此通り無事で歸つて來て居るので、兎に角、向ふに關係のあるやうなことを、彼此するのは宜しくないから、御免を蒙ると云つたこと

がある。まあ外に關したことは、決して御黙り下さいの、何と申すのではありますぬ。洵に御好意は深く感謝致しますが、事苟も國內ばかりではないことでありますから、能く御確めの上で、どうだ一言もなからうと云ふ所で、願くば御質問を……(拍手)大概是で御了解を願ひます(拍手)。

## 五

此の五十萬元事件と云ふのは、床次氏に關する限り、實に馬鹿々々しい問題であつて、茲に細々と、記述する必要はなからうかとも思ふが、餘りにも、世間を騒がした事件であるから、徹底的に、真相を明かにして置きたい。赤塚自身が、新聞記者に語つた所は、左の通りである。

記者 學良に會つた時の模様はどうでした。

赤塚 左様、よくは覚えないが、夕方だつたのう。張作霖が使用した應接間だつたよ。

記者 幾人でお會ひになりました？

赤塚 學良と儀と二人きりだよ。

### 中 略

記者 その金を、どういふ風に、受領したのですか。

赤塚 そいつを知らないのだ。鶴岡君には、話はまとまつたから、その金は、事業が都合よく行つたら返還するやうに、よく言つて置き、わしは、自分の署名を書いた受領書を置いて、大連に行つてしまつたから、その後で、鶴岡君が金を受取つて、受領書を學良に渡したやうに聞いてゐたよ。その金の受渡しのくはしい事は、全然知らないが、金錢授受の件については、その中に、支那人も介在してゐたやうに聞いてゐた。（昭和十年二月十一日、東京朝日新聞）

右の赤塚の談話は、常人から見ると、如何にも、不思議千萬であるが、赤塚は、全く、斯やうに常識外れとも言ふべき、放膽な人物である。赤塚の人となりを、よく知つた者は、少しも不思議と思はない。赤塚は、五十萬元を借りた翌年、即ち昭和五年の選舉では、落選したのである。赤塚が五十萬元の内の幾らかを分けて貰つたとすれば、また床次

氏に献金したとすれば、床次王國と言はれた鹿兒島で、落選する筈はなかつたであらう。而して、鶴岡は二月二十日、左の聲明書を發表した。

本年議會初め衆議院に於て私の對張氏借款が誤傳せられましたので最效果的時期にその訂正をしようと隱忍自重待機して居りました。今度貴族院においてもその問題が論議されましたのでこれで先づ日本の代表的議政機關が該事件を一應取り上げ終つたものと認め、こゝに私が最後のくゝりをつけます。

昭和四年八月、私は確かに張氏から五十萬元借りました。巷間に傳はる書付も確かに私の書いたものであります。そしてその金は私が一人で全部使ひ果してしまひました。しかば何故私は金が必要であつたか。

私は宗教と自然科學（特に天文學と生理學）とによつて自分の世界觀、人生觀を組織して居ます。その見地から私は宇宙の構成上、一塊の土くれにも比すべき小地球の上にあつて、僅々十五、六億に過ぎない人類が何ぞ同類鬭争を事とすべき餘裕あらんやと思つてゐます。われく十五億は恒に手を携へて人類共同福祉のために相互扶助的前進を遂げねばならぬと信じて居ます。こゝにおいて萬邦協和、四海兄弟、相互扶助愛が私の行動綱領となつて個人的生活、國家的生活、國際的生活

活に生き暢びて行くのであります。

私は年少、一町長として初めて社會に觸れました。そして私の行動綱領に従つて、諸急進政策を行ひました。自ら社會事業授産所も經營しました。續いて中央政治に關係を持ちました。そして既成政黨が大衆福祉のために何等なすなきを知りました。その間渡支十回、渡歐二回、諸外國の事業を研究し、日本を外から研究しました。遂に昭和五年一月、統制經濟を主體目的とする社會協同黨を樹立する事にまで私の行動綱領の顯現は進展したのでありました。

大凡社會に活動をなす、資金無くして可なることなし。私は大に行動資金を必要としました。ために滿洲で大豆及び各省特產物の商賣に従つたのでありました。その關聯は張氏と相知ることになり、私の人類愛的思念に共鳴を得るとともに赤塚氏の信用を拜借することを得て、この五十萬元借款に成功したのであります。

が、しかし私は今自らの小を恥ぢます。古今東西、外國の資金を用ひて、内政改革に功を致せる政治家は多々あります。その人々は尊敬せられて居ります。國家は海外借款をなして國家財政を治めて居ます。社會事業にも經濟活動にも、外國資本は多額に使はれて居ります。私が同じく合法的、合理的に外國資本を使つて社會活動をなしたことが、かくも驕がしくなりましたこと實は怪訝に堪えないとこどあります。要は私が未だ社會的に微小なるためと考へるより外に仕方がないと、自らひそかに微苦笑を禁じ能はない次第であります。

上記の如く、事は昭和四年八月借款、新黨クラブはすでにその前月解散せられており、私は改めて單獨新政黨樹立に努力しつゝあつた時であります。思ふに今回のこと、私の過去の因縁と滿洲に於ける一突發事變と、最近の政治策謀とが經緯となつて織なせる一巻の織布であります。私にとっては餘儀なき一個の運命であります。こゝに私はこの問題に關する日本諸論議に最後のくゝりをつけると同時に、世の一切の批判を甘受することを宣明します。

昭和十年二月廿日

鶴岡和文

同日、鶴岡は、朝日新聞記者の間に對し、左の如く答へた。

記者 張學良から借りた金は?

鶴岡 銀で、當時三十四萬圓だつた。

記者 その金の内地轉送の経路は?

鶴岡 正金經由で、東京支店から、全部家内が受取つた。

記者 借款についての折衝経路は?

岡田内閣時代

鶴岡 學良が、私の人類愛的世界觀、人生觀に共鳴したことが一つ、橋渡しをしてくれた赤塚に對する信用と、自分自身に對する信用とで借りられた。その前に、學良には數回會つてゐた。

記者 その際、學良の祕書王家楨が、介在してゐなかつたか。

鶴岡 介在してゐない。

記者 夫人が正金から、札束で金を受取り、トランクに入れ、その一部を床次氏に手交したといふ説については？

鶴岡 トランクに入れる程あるものか。すぐ金庫に納めた。床次氏へ手交した事實は全くない。

記者 それでは何に使つたか。

鶴岡 全部自分で使つた。先づ選舉に二度——といふのは昭和三年の選舉の際作つた借金十五六萬圓を、先づ補填し、次の昭和五年の選舉當時には、約八萬圓使つた。これは、同年樹立した社會協同黨の資金である。それから、二度の渡歐に、五六萬圓使ひ、更に人類愛的協同資金として、滿蒙特產物に對する利權獲得に、十五六萬圓使つてゐる。利權獲得といふのは、例へば阿片栽培權を得るやうなものだ。

記者 それでは計算が合はないではないか。

鶴岡 自分で儲けた金もあり、他から借りた金もある。バツノヽ使つて、その間に、一々區別はつけられん。

記者 しかし五十萬元は、當時三十四萬圓位であつたといふが、或る方面では、當時の相場で四十二萬圓位となり、その差八萬圓を床次氏に献じたとの説があるが……

鶴岡 そんな事は絶対にない。さういふことをいふ方が、勘違ひしてゐる。

記者 それでは、その後も、床次氏に金を渡した事實はないか？

鶴岡 全然ない。

記者 床次氏と貴下との關係は？

鶴岡 民政黨時代一緒だつたし、同氏が新黨クラブを組織した時も參加したが、同氏が政友會に復歸した際、政治上の意見が合はなかつたから、袂を分つた。

記者 五十萬元問題で、床次氏が相當迷惑してゐることについて、責任を感じないか。

鶴岡 床次氏が、自分を知つてゐる因縁で、問題となつたのだから、已むを得まい。

記者 借用證書に連署した赤塚氏との關係は？

鶴岡 新黨クラブ時代の知合だ。

記者 赤塚氏にも、相當金を分配したといふが？

鶴岡 先にも言つた通り、全部自分で使つて、何人にも分配しない。

記者 金も渡さず、その上迷惑をかけてゐる様に思はれるが、赤塚氏に對しては何とも思はぬか。

鶴岡 今後成功して、いくらでも御恩返しをすることが出來ると思ふ。

記者 地下に潜つてゐながら、赤塚氏とは連絡を取り、總て打合せをやつてゐたとの話だが……？

鶴岡 そんなことはない。

記者 五十萬元は、借りたといふが、返済する意志はあるか。何か期限か條件がついてゐたか。

鶴岡 返す意志は持つてゐる。出世證文だから、條件等はついてゐなかつた。

記者 返済についての目算はあるか。

鶴岡 自分は若いから、これからだ。ウンと儲けて返すつもりだ。

記者 張學良から金を借りたことについて、國賊だと憤慨してゐる向もあるさうだが……？

記者 しかし、そんなことなら、衆議院で問題になつた直後に、個人的借款だと、真相を説明すれば、かうも世間を騒がせずに済んだのではないか。何故その時にしなかつたか。

鶴岡 前にもいつた通り、今の時機が、最も効果的と思つたのだ。

記者 床次派に、その間かくまはれてゐたといふ説は？

## 六

鶴岡 そんなことは絶対にない。

記者 これから、又地下に潜るのか。

鶴岡 今晚はこゝにとまる。それから先は、わからん。（昭和十年二月二十一日所載、東京朝日新聞）

尙ほ、政友會の津雲國利は、三月二十二日の豫算總會に於て、床次邸に金を持參した生證人があると追及し、鶴岡方の女中及び運轉手の談話なるものを読み上げた。

（女中の談）

昭和四年八月半の頃の事で、鶴岡の奥様がお伴をせよと言はれ、朝十時頃自動車で正金銀行に行つた所、奥様が銀行から澤山の札を受取り鞄に入れて、麻布の床次氏邸に参りましたが、三四十分して奥様は出て来られました。奥様がお札を銀行から受取られた時は鞄の口が締らぬ程紙幣が入つ居

るので、私はびつくりして口が利けなくなつてゐると、奥様は變な顔をして慌てゝそれを締めました。その時奥様は私に口止めする爲だと思ひますが、五圓位の赤色の「ペール」を買つて下さいましたし、その一週間後にも五圓下さいました。(下略)

## (運轉手の話)

昭和四年八月中旬のこと、鶴岡家から車を寄越せと言はれ伺ふと、奥さんと同家の女中が乗り、正金銀行支店から麻布三河臺の床次氏邸に参り、奥さん一人入つて行かれた。その際女中が「今奥さんが持つて行つた鞄の中には、紙幣が一杯入つて居る」と言つてゐました。(下略)

津雲は、右の談話を読み上げ『斯うやつて事實を話して居る運轉手と女中が出て居る。是が事實でないと云ふならば、何故、名譽毀損で告訴をしないか。事實でないならば、何故、法律に憲へて、斷乎として名譽毀損で訴へにならないか。(中略)そこで私は質問を申上げる。まだ是でも、床次さんは、此問題は取るに足らぬ問題であると、放つて置かれるとか。』——と迫つたが、床次氏は笑つて答へた。

只今の御話は大變面白く出來てゐるやうに拜聽しましたが、三河臺の私の邸に出入りしたといふ、其關係は、全然無根であります。それで、取るに足らぬとして放つて置くかと云ふ御話であります、私は先づ其積りです。(速記録)

五十萬元問題に關する議會の質問應答は、是れで終つた。然るに、同年五月九日の東京朝日新聞は、左の記事を掲げた。是れで、津雲が擧げた生證人なるものは、全くの偽物であることが判明したのである。

去月二十二日、床次遞相が關西出發に際し『日暮里の北上某なるものが、東京驛から同行して、途中暗殺の計畫がある』といふ情報が、警視廳に入つたので、同高等課では、日暮里署員と協力、活動を開始、東京驛警戒の結果、三等待合室に、大トランクを抱へた不審者があり、捕へると、荒川區日暮里町二ノ一〇五小山方、朝鮮生れ北上勇助(四五)といふもの、日暮里署員が取調べるとこの北上は顏色蒼白となり『床次氏暗殺なんて滅相もない、實は私は頼まれて女房を貸しただけです』と、妙なことを口走つた。係官は、何か深い意味あり氣なので、引續き追窮すると、計らずも、去

る三月二十二日、衆議院豫算總會で、津雲代議士が、床次遞相に關する所謂五十萬元問題の質問をやつた際『それには生證人がある』と述べ、當時鶴岡氏の女中だつたといふ吉田はつ(一四)及び四ツ目タクシー運轉手今井清(二七)の名と、この二人の生證人の證言を読み上げたが、この生證人の吉田はつは、鶴岡氏の女中ではなく、北上の妻女茨城縣生れ菅野きよ(一四)であつた。

北上の警察での陳述は、『三月二十日、突然、かねて知合の原田高一(三一)が訪ねて来て「甘い金儲けで然も國家のためになることだ。一寸女房を貸してくれ、鶴岡といふ男の女中をしてゐたといふ事になつてゐればよいのだ。總ては僕の言ふ通りにすればよい」といつて、紙片に書いたものを渡し「これを暗誦してくれ」といふので、きよは一心になつて、それを覚え込んだ。これが津雲氏の議會豫算總會で述べた「女中の談」です。そして同夜芝區櫻川町一草野馨氏宅に原田と一緒に行き、今度は草野氏宅に居た鶴岡氏出入の、四ツ目タクシーの元運轉手今井清といふ人と一緒に、草野氏に連れられて、同六時頃萬平ホテルに行つたところ、ホテルには津雲、小林兩代議士が待つてゐて、草野氏の紹介で、きよは原田に教へられた科白を、すら／＼とやつてのけ、更に運轉手も求められるまゝに申し述べた。この間約一時間、再び草野氏に連れられて、同氏宅に歸る途中、新橋の某喫茶店で運轉手が五十圓、私夫婦が五十圓頂戴した。この五十圓は、同夜草野氏宅から自宅に歸る途中、原田に十圓頭をはねられました。——と意外な事實に、同署では、全力を擧げて新登場者原田高一を追跡中の所、當時下谷區入谷方面の木賃宿を轉々姿を消してゐた原田が、七日午後

二時頃、荒川區日暮里の某質店に現はれたところを、張込中の日暮里署員に捕へられた。木内檢事が同人を取調べると、

『五十萬元問題が、議會の問題になつてゐたので、生證人を創作して、一波瀾起させようとしたのです。女中も運轉手も、全くの偽物で、何んとも騒がせて申譯ない。運轉手は、木賃宿を泊り歩く自稱今井清といふルンペニ雇ひ、女中は、北上の女房をチヨイト借りて來たのです。』

と自供し、同檢事を呆れさせた。同檢事はこの偽生證人によつて、原田が一儲けしようとしたものらしいと察知したが、表面に現はれた事實だけでは、法律的には何等犯罪を構成しないので、取調べの後、八日夕刻、歸宅を許した。なほ、偽生證人に仕立てられた北上夫婦は、この問題が議會で騒がれ出すや、驚いて當時の住所足立區千住七丁目の家をたゞんで、家財道具を賣り拂ひ、轉々した舉句、前記小山方に、こわぐるたるもので、日暮里には五日間留置されたが、出版法違反には無關係として、これまた釋放され、今では郷里朝鮮に歸つてゐる。

尙、當の原田高一は自宅に歸つて次の如く語る。

『全部僕の打つた芝居です。津雲氏に對してはほんとに氣の毒に思つてゐます。一儲けしようと思つて仕組んだのでは、斷じてありません。一體、怪文書なんかの底は、こんなものです。僕は五十萬元問題は、議會の速記録等を詳細に研究して、信用するやうに造りあげるには、約一ヶ月かかりました。』

爆弾動議の  
後始末

## 七

五十萬元事件は、主として、久原派によりて取扱はれたが、政友會としては、其の面目上、爆弾動議の後始末が重大であつた。

二月二日の豫算總會に於て、島田俊雄は『災害對策、匡救事業に對し、政府は追加豫算を出すか。出さぬか。出すとすれば、どの程度に出すか。出さないなら出さないと、はつきりさせて然るべきものと思ふ。』——と迫まり、岡田首相は『今後實情に即し、眞に必要ならば、施設に關し、考慮するに資ならざるものであります』と、前議會に於ける答辯を、繰り返すのみで、議會の空氣は、次第に險惡になつて行つた。

閣僚中には、早くも、解散説を唱ふる者もあつたが、床次氏は、政友會内の同志の苦衷を察し、成るべく、解散を避けたいと云ふ腹であつた。而して政友會は三派に分かれ、最強硬の鳩山派は、一億八千萬圓は、的確なる根據に基いた數字であるから、之れを著るし

く削減されでは、妥協に應じ得ないと主張し、中間派たる舊政友會派は、政府が追加豫算を提出すれば、政友會の面目は立つから、強ひて金額に拘泥する必要はないと主張し、最軟派たる床次系は、政府が實情に即して、誠意を以て考慮し、必要があれば、臨時議會を召集する旨の聲明を爲すに於ては、強ち追加豫算を提出せずともよいと主張し、態度を決定する能はず、豫算總會は、豫定より三日間、延期されることになつた。

然るに大藏當局は、單に財政的見地から、反対であつたのみならず、政友會の爆弾動議なるものは、政府の豫算提出權を侵すものであつて、憲法の精神に背くものであり、また會計法第七條により、追加豫算の提出は困難であると言ひ、法理上からも、政友會と妥協する餘地なしと主張した。

床次氏は、成るべく解散を避くる方針であつたが、斯くも議會の紛糾を見るに至つては、今は止むを得ず、解散を斷行して、政界を明朗化する外なしと覺悟を定め、之れを町田民政黨總裁に諮つた所、町田も、敢然として決心した。床次氏が舊友の首を斬るのは苦しいと、泣いて編者に語つたと云ふことを、第三十三章に書いて置いたが、其れは二月四

日の朝であつた。

所が其の日、突如として、岡崎邦輔の高橋藏相訪問があり、次で山本条太郎の奔走となり、次第に鈴木總裁も軟化し、結局、一千五百萬圓を、第二豫備金中に特設することとなつて、豫算案は成立し、政府は第六十七議會を通過した。

床次氏は、主として、國務大臣として、岡田首相の相談相手たる諒解の下に、入閣しひのであつた。内閣審議會の設置の如きも、床次氏の提議に係り、また、對滿機構問題の如きも、床次氏の一言によりて、解決された。而して、遞信大臣としての仕事は、殆んど事務官任せと云ふ姿であつたが、民間航空事業に對して、事務當局を激勵し、二億數千萬圓の計畫を立てさせたのは、全く床次氏の卓見であつて、茲に民間航空事業發展の方針を確定したのである。床次氏は、特に、技術官を尊重し、彼等の活動に信頼した。歴代の遞相中床次氏ほど、科學に理解を有した者は、なかつたと云ふ省内の評判であつた。

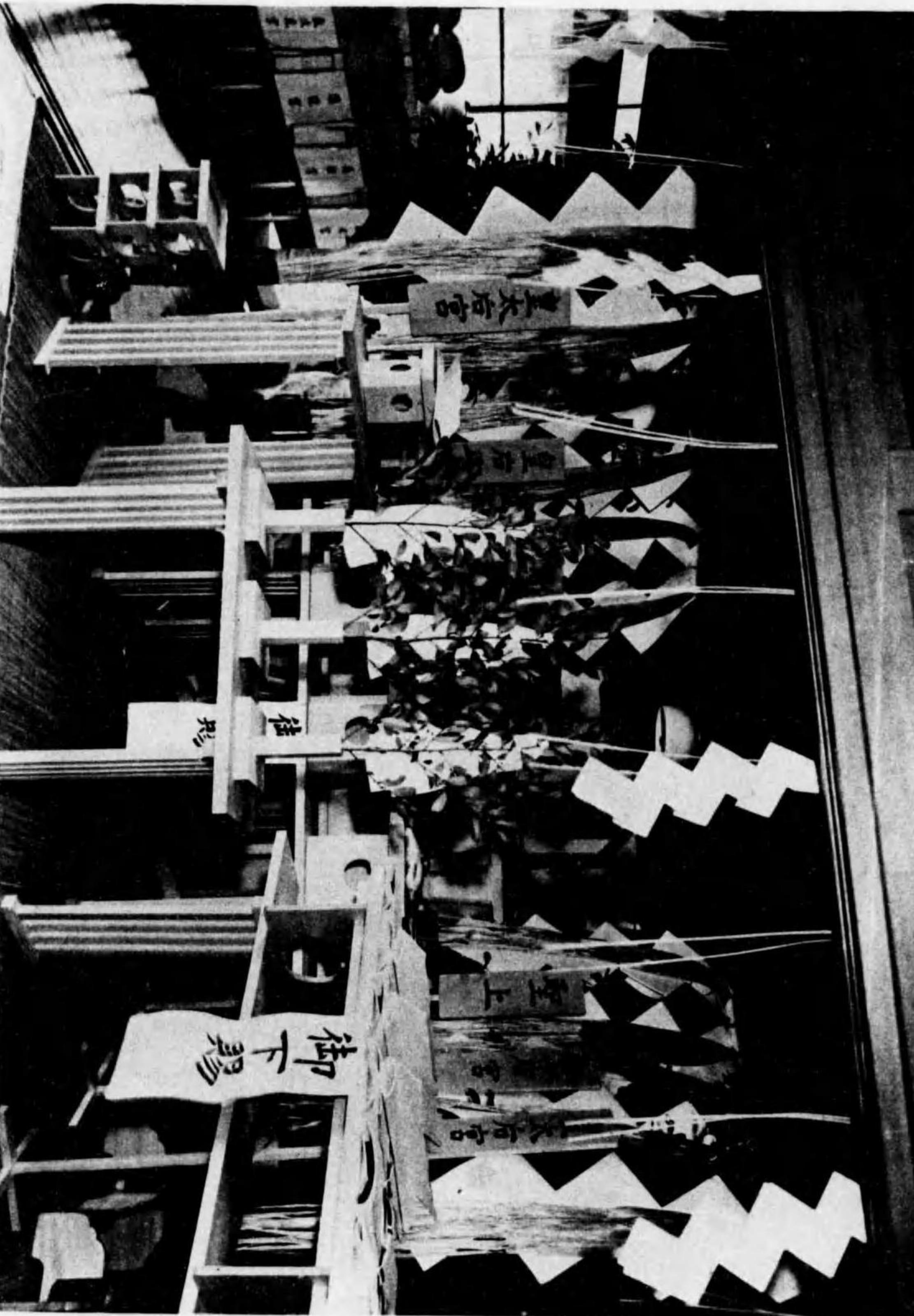
の業績として

## 第三八 終焉

昭和十年

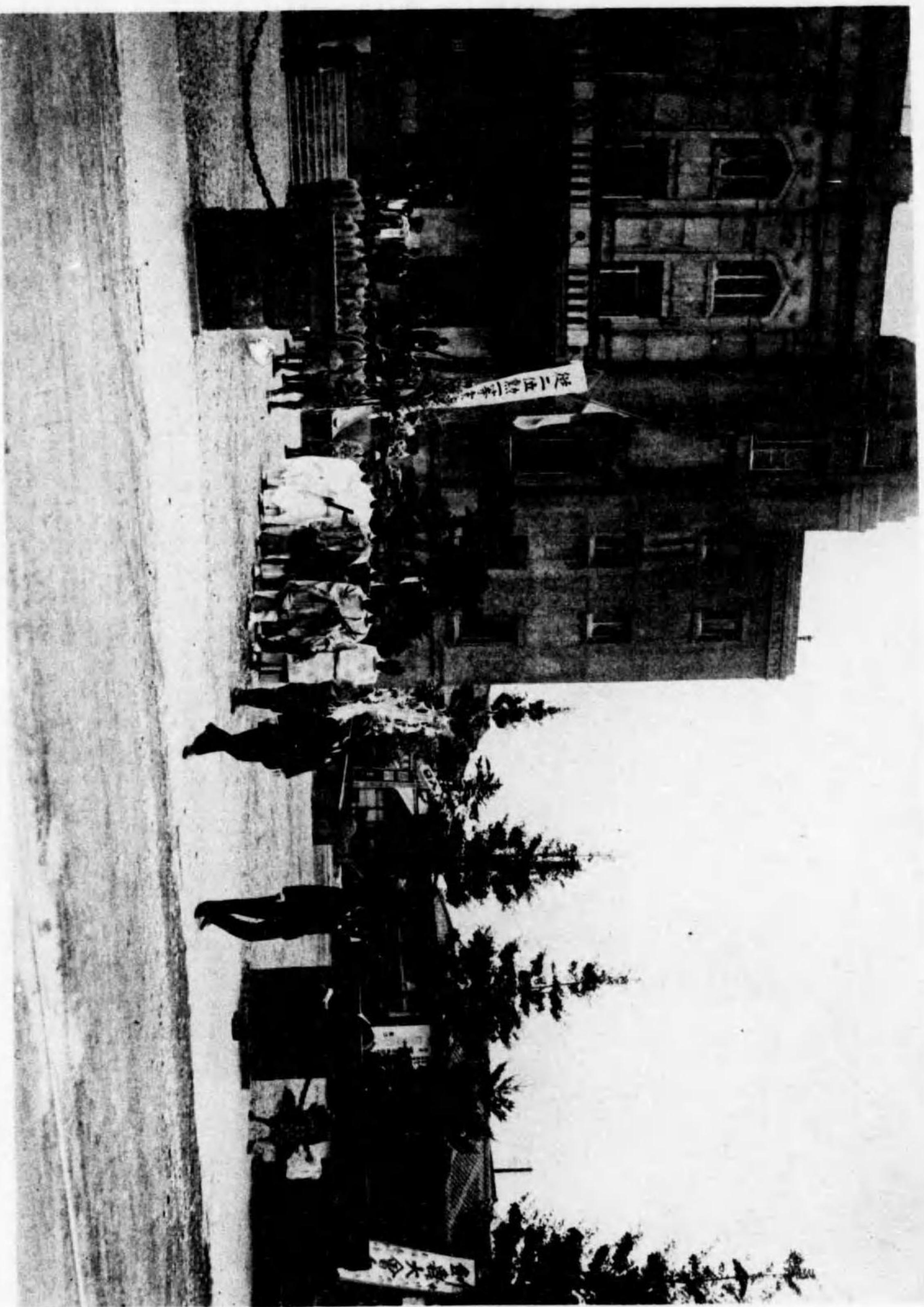
—病中の辭意—

神の賜下御り下陸三



員委儀事務局正の山頭保久大月望田岡りく左





(へ揚儀舞りまゝ堂會公) 鹿兒島於に縣民公會於に島兒鹿

## 第三八 終焉

## —病中の辭意—

第六十七議會後、床次氏に新黨樹立を勧むる者があり、床次氏が起てば、大同團結の大政黨が、出現し得る望みが、充分にあつた。床次氏も小橋一太氏等と、密議した事實もあつた。然れども、一方には、床次氏の志を實行するためには、寧ろ政黨に席を置かない方が都合がよいと、勸告する者もあつた。孰れにしても、議會政治の危機を救ひ、大陸問題を解決するには、床次氏に待つより外、今や政界に人物なしと、思はれたのである。高橋是清も、齋藤實も、山本達雄も、また岡田首相も、次の内閣組織者として、床次氏に囑望してゐたのであつた。

然るに、悲しいかな。床次氏は七月（昭和十年）十五日から、病臥の身となつたのである。床次氏は平素頑健であり、自分でも、九十歳までは、御奉公が出来ると、笑談ながら言つてゐたが、昭和九年早春、風邪から加答兒性肺炎に侵かされ、其れが充分快癒に至らない内に、政變があり、幾度も徹夜をつゝけ、次で遞相となつて、心身の過勞、其の極に達して居た。家人や周囲の人々にも、それがはつきり判つたので、静養を勧めたが、内閣の柱石であつた事とて、なか／＼静養の閑もなく、無理に無理を重ねつゝ、國務に精勵して居たのであつた。

七月十四日は、日曜日であつたので、豫てから來場を懇請されて居た、埼玉縣與野町の農民講道館に赴きて、一場の講演を試みた後、其處から直ちに鹿児島出身政界有力者の懇談會に臨み、非常な上機嫌で、歓談を交はして歸邸した。然るに、翌十五日早朝、二回の下痢があり、呼吸困難を感じたので、醫師の診察を求め、其の勸告によつて、當分静養することになつたのである。同日は、電氣事業國策樹立に關する官民懇談會が開催される筈であったが、床次氏の引籠りによつて、無期延期となつた。

七月中は、可成り險惡な病狀であつたが、絶對に面會を謝絶して、療養の結果、次第に快方に向つて來た。然れども、何時全快との見込みも立たないので、八月九日、春名祕書官をして、辭表を、岡田首相に届けさせた。然るに、岡田首相は、『自分は床次氏のために、最善を盡して、考へてゐる事がある。どうか何時までも静養して貰ひたい。若し罷めて貰はねばならぬ事があれば、此の方から申上げる。』——と言つて、辭表を受取らなかつた。春名祕書官は、強ひて、辭表を置いて歸らうとしたが、置いて歸るなら、更に岡田首相から、使を以て返さねばならぬ。然うなると、世間に漏れて、面白くないと云ふことで、春名は『然らば、今度は自分が、首相の使者となつて、遞信大臣に、此の辭表を返しませう』と言ひ、斯くて辭職問題は、闇から闇に消えた次第である。

## 二

九月に入るや、一同、愁眉を開く容態となり、同月七日には、青木、平野等の政務官と

も面會し、頗る上機嫌であつたが、翌八日早朝、突然苦悶を訴へ、忽ち危篤に陥つて、同日午前七時半、眠るが如く逝いた。享年七十歳であつた。

#### 稻田博士の経過發表

病氣は心臓の冠状動脈の閉塞症で引地博士と久野博士と私とが協力して治療に當りました。先生は昨年二月中耳炎にかゝられ、三月には風邪をひかれて加答兒性肺炎といふことでした。その後全くよくならないうちに國家のために盡され、殊に組閣の際には二三日も徹夜した程で、今度の病氣は去る七月十五日の朝二回の下痢があり、呼吸困難、胸内苦悶があり、私は二十一日から診察したが重態で、病狀は通常云ふ氣管支喘息とは異り心臓性喘息で、他に昨年來の心臓から來た氣管支カタルがあつた。その後久野博士、引地博士と三人で治療に當り、私は冠状動脈のトロンボーゼといふ診斷を下しました。廿六日から尿の蛋白も少く次第に輕快になられ、八月六日にはベッドの周りを一周しても脈數に變りのない位になつた。廿七日には試験的に十分間自動車で外出して頂いたが、廿八日から二三日間輕い呼吸困難の發作が起つたので、折角始めた運動を少しづゝ歩く位に止めた。六日午後診察した時には大分良い方へ向ひ、氏自身何も病狀を感じない程度に迄なつた。ところが七日夜半に四回下痢があり、曉方六時三十分に胸内苦悶のため目がさめて床の上に坐り二三

分後には全く危篤の容態となつたのである。突然危險になるといふのはこの病氣によくあることであるが、それを豫め知ることは出來ない程困難なものである。恐らく七月十五日の發作の時には、心臓の血液を送つてゐる冠状動脈の中等大の血管が詰つたのであるが、八日の發作は大きな血管が詰つたために全く危篤となつたと考へる。

#### 三

午後三時半から、塑像家赤井登氏によりて、デスマスクが取られ、午後八時十五分、喪が發せられた。

遺骸は、恭子未亡人によりて、白羽二重を着せられ、正一夫妻、徳二夫妻、佐藤夫妻、中村夫妻等によりて、遺愛のステッキ、其の他と共に棺に納められた。十時から、出雲大社千家副管長の司祭の下に、慰靈祭が行はれた。

翌九日午前十時、勅使入江侍從の弔問あり。十時十分、皇后陛下御使小出事務官、十時二十分、皇太后陛下御使清閑寺事務官の弔問があつた。

翌十日午前十時、畏き邊の有難き御沙汰によりて、春名祕書官は宮内省に出頭し、天皇、皇后兩陛下より御下賜の祭資料を拜受した。更に同日午前十一時、天皇陛下には、徳大寺侍從を勅使として、幣帛並に齋饌、榊一對を御下賜あらせられた。また皇后陛下には、同十一時十分、皇太后陛下には、同十一時二十分、それゝ御使を以て、榊一對を賜はつた。

葬儀は、岡田首相を委員長、望月圭介、大久保利武、頭山満を副委員として、高橋藏相以下二百五十五名の委員によりて、嚴肅に準備を整へられ、十一日正午から、青山斎場に於て執行された。午後一時、勅使甘露寺侍從、皇后陛下御使永積事務官、皇太后陛下御使西邑事務官の禮拜あり、次で秩父宮家はじめ、各宮家の御代拜の後、總理大臣、衆議院議長以下の弔詞捧呈、喪主以下參列員の玉串奉奠があり、二時から一般の告別式が行はれた。參會者一萬餘、斯やうな盛儀は、實に稀に見る所であつた。

此の日、鹿兒島に於て、遙拜式が舉げられ、また盛岡、大阪、新京等に於ても、有志の遙拜式があつた。

遺骨は、一部を多摩墓地に、一部を鹿兒島に埋葬することとなり、十月六日、鹿兒島に於て、縣民葬が行はれた。

十月五日、遺骨を乗せた列車が、鹿兒島縣内に入るや、沿道各驛には、各學校生徒、職員、各種團體、官公署員、其の他、一般有志者等、哀悼の涙にむせびつゝ迎送した。同日午後五時五十五分、遺骨は鹿兒島に到着し、直ちに公會堂に入つた。

鹿兒島市民は、軒並みに弔旗を掲げ、鹿城少年團は、公會堂玄關前に篝火を焚き、青年團は警備に當り、各種團體代表、多數の市民有志によりて、お通夜が行はれた。

縣民葬は、早川知事を委員長、岩元市長を副委員長とし、六日午後一時二十分、大迫八幡神社社掌の司祭の下に、公會堂を出棺し、午後二時、斎場たる山下小學校に到着、縣民の心からなる哀悼の裡に、三時四十分、式を終り、遺骨は、新照院町徳大寺の、床次家代々の墓地に埋葬された。

生まれてはまた歸るへき懷しのふる里の山すみよかりけり

是れは、床次氏が友子母堂埋葬の際に、詠んだ歌である。此のなつかしき故山の懷に、

床次氏の英靈は、波瀾疊々たる七十年の生涯を終へて、安らかに眠る。

## 床次竹二郎傳 終

### 床次竹二郎氏年譜

慶應二年（當歳）

十二月 一日、鹿兒島市新照院町に生る。幼名竹熊。

明治元年（三歳）

弟、直二郎生る。

明治四年（六歳）

藩の慣習に従ひ『虎狩の巻』を叔父兒玉宗之丞

に習ひ始む。

妹、繁子生る。

父君正精翁、單身上京、御親兵曹長となる。

鶴丸小學校（鹿兒島）に入學す。

父君正精翁、司法省に轉じ、刑部權中檢事とな

床次竹二郎氏年譜

る。

明治八年（十歳）

師範附屬小學校（鹿兒島）に轉ず。この頃より

漢文、擊劍の師匠に通ふ。

明治九年（十一歳）

父君、宮城縣上等裁判所檢事となる。

明治十年（十二歳）

父君、東京上等裁判所に轉ず。

明治十一年（十三歳）

十一月 單身上京、父君の家に入る。忍岡學校（現在の下

谷區忍岡尋常小學校）に入學す。

明治十二年（十四歳）

母君、弟妹等上京し来る。

明治十五年（七歳）

鶴丸小學校（鹿兒島）に入學す。

父君正精翁、司法省に轉じ、刑部權中檢事とな

十一月 父君、畫道研究に専心すべく官を辭す。

一

**明治十五年**（十七歳）

二月 二十八日、妹、千代子生る。

四月 共立學校（現在の東京開成中學校）に轉す。

**明治十六年**（十八歳）

九月 大學豫備門に入る。

**明治二十年**（二十二歳）

二月 弟、正廣生る。

三月 第一高等中學校を卒業す。

四月 東京帝國大學政治科に入る。

**明治二十二年**（二十四歳）

一月 父君、再び官に就き東京地方裁判所檢事となる。

六月 父君、勅命により憲法發布式典の圖を作る。

**明治二十三年**（二十五歳）

七月 十日、東京帝國大學卒業。

同 二十二日、大藏省試補（參事官室勤務）を命ぜらる。年俸五百五拾圓。

十一月 鹿兒島舊藩士橋本庸徳の長女清子と結婚す。

**明治二十四年**（二十六歳）

四月 八日、預金局勤務を命ぜらる。

同 九日、預金局收支課長心得を命ぜらる。

十一月 十七日、年俸六百圓。

**明治二十五年**（二十七歳）

一月 六日、主稅局兼務を命ぜらる。

十月 二十日、大藏書記官に任せられ、官房第三課勤務、主稅局預金局兼務を命ぜらる。十級俸。

十一月 十四日、從七位に叙せらる。

同 二十日、官等改正に依り高等官七等に叙せらる。

十二月 十九日、事務勉勵に付慰勞金參拾圓下賜。

**明治二十六年**（二十八歳）

七月 十日、東京帝國大學卒業。

**明治二十七年**（二十九歳）

四月 十二日、弟、直一郎歿す。

五月 九日、愛媛縣收稅長に任せらる。高等官七等。年俸千百圓。

九月 七日、長女春子生る。

十一月 四日、處務細則改正取調委員長を命ぜらる（愛媛縣）。

縣。

**明治二十八年**（三十歳）

八月 二日、第四回内國勸業博覽會事務委員長を命ぜらる（宮城縣）。

同 二十一日、衆議院議員選舉監督の爲め代理として第二區選舉會場へ臨場を命ぜらる（宮城縣知事）。

九月 十三日、内務部長代理を命ぜらる（宮城縣）。同 二十七日、内務部長代理を免ぜらる（宮城縣）。

十月 二十二日、高等官六等に陞叙さる。

十一月 十日、正七位に叙せらる。

百圓。高等官六等。

**明治二十九年**（三十一歳）

九月 三十日、宮城縣參事官在官中明治二十七八年戰等官七等。

同 三十一日、内務部第一課長兼第三課長を命ぜらる（宮城縣）。

十月 二日、内務部第四課長兼務を命ぜらる（宮城縣）。

十一月 二十日、岡山縣警察部長に任せらる。年俸千五百圓。高等官六等。

三月 三十日、宮城縣參事官を命ぜらる（宮城縣）。

床次竹二郎氏年譜

床次竹二郎氏年譜

四

役の功に依り金百五拾圓を賜ふ。

六月 十七日、山形縣書記官に任せらる。年俸千五百圓。高等官六等。

七月 七日、文官普通試験委員長を命ぜらる（山形縣）。

官報報告主任を命ぜらる（山形縣）。

九月 二十四日、長男正雄生る。

十月 二十日、父君正精翁逝く、享年五十六。

十一月 二十四日、從六位に叙せらる。

明治三十一年（三十三歳）

十二月 二十日、從六位に叙せらる。

明治三十一年（三十二歳）

二月 二日、新潟縣書記官に任せらる。年俸二千圓。

五月 二日、妹、千代子歿す。

九月 十七日、長男正雄歿す。

明治三十五年（三十七歳）

二月 八日、東京府書記官に任せらる。一級俸。

明治三十五年（三十六歳）

三月 一日、二男正一生る。

明治三十四年（三十五歳）

二月 十九日、高等官三等に陞叙さる。

明治三十三年（三十五歳）

三月 一日、秋田縣知事に任せらる。三級俸

（年俸三千圓）。高等官二等。

明治三十九年（四十一歳）

一月 十七日、内務省地方局長に任せらる。年俸三千圓。高等官二等。

同 同 同 十八日、内務省所管事務政府委員被仰付。

同 同 同 十八日、郡區長試験委員を任せらる。

同 同 同 二十七日、東京市區改正委員被仰付。

四月 一日、三十七八年戦役の功に依り勳三等旭日中綬章を授與され、金貳千圓を賜ふ。

五月 十八日、港灣調查會委員を命ぜらる。

六月 十八日、臨時横濱港設備委員被仰付。

同 同 二十三日、三女夏子生る。

明治三十八年（四十歳）

六月 二十四日、勳四等に叙せられ瑞寶章を授與さる。

十一月 二十五日、平和克復に付き其管内國幣社勅使參

十二月 二十二日、職務格別勵に付き金貳百五拾圓を賞與さる。

同 二十六日、内務省所管事務政府委員被仰付。

### 明治四十年（四十二歳）

五月 七日、臨時神戸港設備委員被仰付。

十二月 六日、日本大博覽會理事官被仰付。

同 二十日、職務格別勵に付き金貳百圓賞與さる。

同 二十六日、内務省所管事務政府委員被仰付。

同 二十七日、臨時神戸港設備委員被仰付。

同 二十九日、手當として金百圓給與さる。

同 二十五日、内務省所管事務政府委員被仰付。

### 明治四十一年（四十三歳）

四月 二十四日、兼任樺太廳長官。

六月 十二日、免兼官。

十二月 二十三日、職務格別勵に付き金百五拾圓を賞與さる。

同 二十九日、手當として金百圓給與さる。

同 二十五日、内務省所管事務政府委員被仰付。

### 明治四十二年（四十四歳）

四月 一日、俸給令改正に依り自今年俸三千七百圓下賜。

六月 十四日、國勢調査準備委員會臨時委員被仰付。

十月 十八日、臨時治水調査會委員被仰付。

尙、臺灣總督府より臺灣茶販路擴張に關する調查事務を囑託さる。

十一月 二十七日、歸朝す。

十二月 二十二日、内務省所管事務政府委員被仰付。

同 二十九日、臨時制度整理局委員被仰付。

同 二十二日、衆議院議員選舉法改正調査會委員被仰付。

### 明治四十三年（四十五歳）

四月 一日、俸給令改正に依り自今年俸三千七百圓下賜。

六月 十四日、國勢調査準備委員會臨時委員被仰付。

十月 十八日、臨時治水調査會委員被仰付。

同 二十五日、内務省所管事務政府委員被仰付。

三月 二十六日、四女秋子生る。

四月 三十日、從四位に叙せらる。

六月 五日、地方制度視察の爲め歐米各國へ出張を被仰付。

同 二十二日、職務格別勵に付き金貳百五拾圓を賞與さる。

同 二十六日、内務省所管事務政府委員被仰付。

同 二十七日、歸朝す。

十二月 二十二日、内務省所管事務政府委員被仰付。

同 二十九日、臨時制度整理局委員被仰付。

同 二十二日、衆議院議員選舉法改正調査會委員被仰付。

### 明治四十五年（四十七歳）

四月 一日、俸給令改正に依り自今年俸三千七百圓下賜。

六月 十四日、國勢調査準備委員會臨時委員被仰付。

十月 十八日、臨時治水調査會委員被仰付。

同 二十五日、内務省所管事務政府委員被仰付。

同 二十二日、衆議院議員選舉法改正調査會委員被仰付。

同 二十九日、臨時制度整理局委員被仰付。

同 二十二日、衆議院議員選舉法改正調査會委員被仰付。

十一月 八日、大喪使官制廢止。

十二月 二十一日、依願免本官。

同 二十六日、職務格別勵に付き金七百圓賞與さる。

同 二十九日、手當として金參百圓給與さる。

同 二十二日、衆議院議員選舉法改正調査會委員被仰付。

同 二十九日、手當として金參百圓給與さる。

る。

### 大正二年（四十八歳）

- 二月 二十日、第一次山本内閣成立し、鐵道院總裁（親任）に任せらる。
- 同 二十八日、正四位に叙せらる。
- 三月 三日、政府委員被仰付。
- 十一月 立憲政友會に入黨す。
- 同 二十二日、大禮使參與官被仰付。
- 十一月 二十七日、政府委員被仰付。

### 大正三年（四十九歳）

- 三月 二十四日、制度整理の功に依り金杯一個を賜ふ。
- 同 二十七日、政友會相談役に擧げらる。
- 四月 十六日、山本内閣瓦解。鐵道院總裁を辭す。
- 同 二十二日、長谷場純孝死去に伴ふ補缺選舉に際

### 大正四年（五十歳）

- 三月 二十五日、鹿兒島より再び衆議院議員に當選す。
- 五月 第三十六議會政友會院内總務。
- 同 二十二日、始めて衆議院壇上に起ち、對支外交に關する質問演説をなす。
- 六月 八日、選舉干涉に關する大隈内閣不信任決議案

### 大正五年（五十一歳）

- 十一月 十日、大禮記念章を授與さる。
- 同 第三十七議會政友會院内總務。
- 十二月 十七日、母君友子刀自逝く、享年六十六。
- 大正五年（五十一歳）
- 三月 政友會總務委員に擧げらる。
- 同 三十日、露西亞白鷺勳章を受領及び佩用することを允許さる。
- 四月 一日、旭日重光章を授與さる。

### 大正八年（五十四歳）

- 三月 二十六日、政友會相談役に擧げらる。
- 九月 二十九日、原内閣成立。内務大臣兼鐵道院總裁に任せらる。
- 四月 三日、夫人清子逝く、享年四十七。
- 八月 男爵水谷川忠起の長女恭子と再婚す。

### 大正九年（五十五歳）

- 四月 二十日、鹿兒島より三たび衆議院議員に當選す。
- 十一月 第四十議會政友會院内總務。
- 大正七年（五十三歳）
- 一月 二十二日、政友會を代表して施政方針に對する
- 床次竹二郎氏年譜
- 九
- 二月 二十三日、臨時產業調查會副會長被仰付。
- 四月 鐵道共濟組合に退職及廢疾年金制度を設く。
- 五月 十日、衆議院議員に當選す。
- 同 十五日、鐵道省新設され、鐵道院總裁廢官。
- 八月 内務省社會局を設置す。

し、無競争にて鹿兒島より衆議院議員に選出さる。

六月 十八日、原敬政友會總裁に推戴さる。

同 二十九日、勳二等に叙せられ瑞寶章を授與さる。

十一月 第三十五議會政友會院内總務に擧げらる。

同 二十五日、衆議院解散、總選舉に際して政友會選舉委員に擧げらる。



同 十五日、正三位に叙せらる。

二月 二十日、衆議院議員に當選す。

五月 二十六日、依願免本官。

同 二十八日、特に前官の禮遇を賜ふ。  
友會を除名さる。

**昭和七年（六十七歳）**

一月 廿三日、衆議院に於て大同團結の大演説を試む。

七月 八日、岡田内閣成立、遞信大臣に任せらる。政

友會を除名さる。

**昭和十年（六十九歳）**

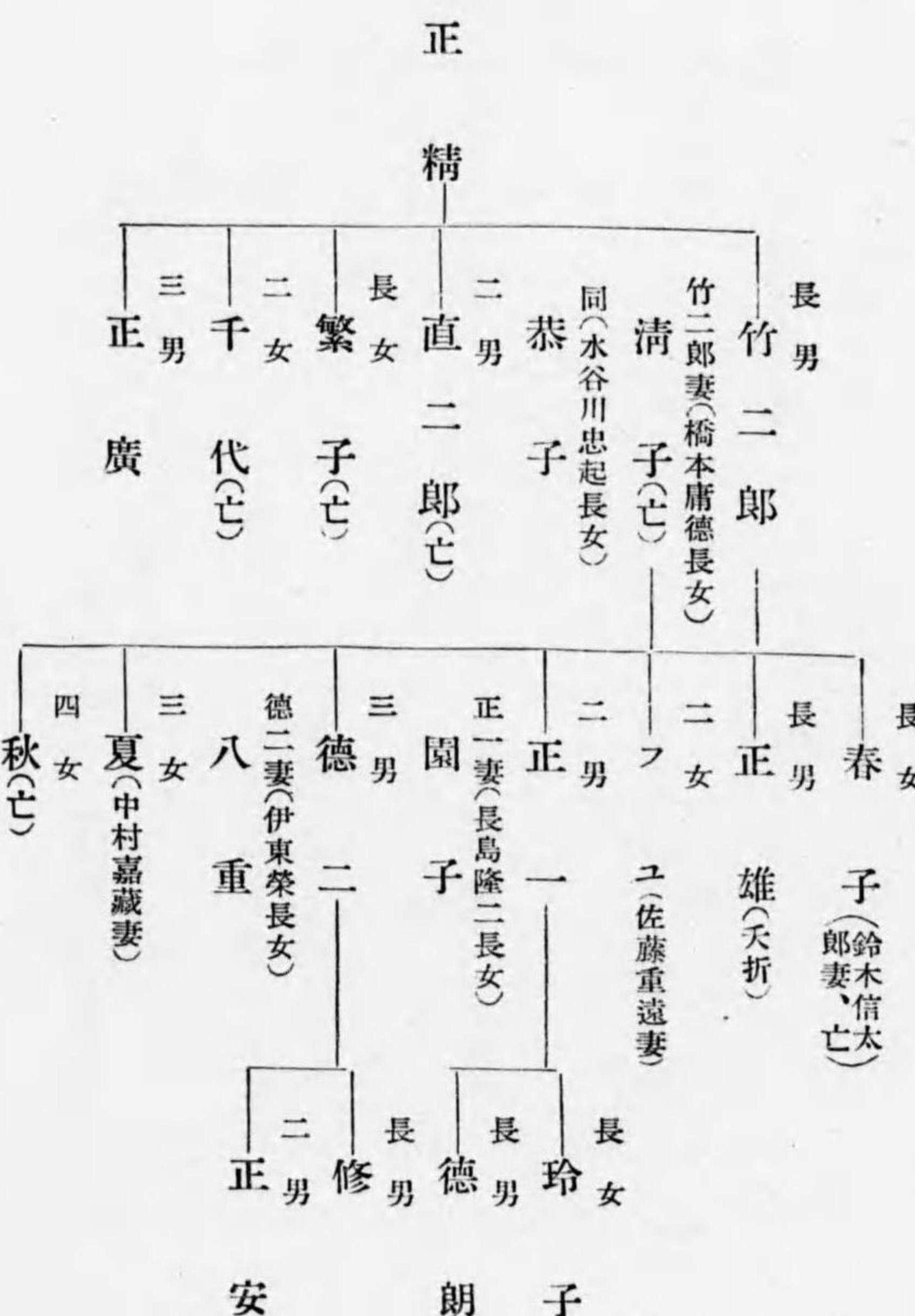
七月 十五日、病氣引籠。

八月 九日、辭表を提出、岡田首相慰留す。

九月 八日、逝去。

特旨を以て位一級被進、從二位に叙せらる。

旭日桐花大綬章を授與さる。



傳郎二竹次床

品賣非

發行所

床次竹二郎傳記刊行會

昭和十四年四月二十日印刷  
昭和十四年四月廿五日發行

編輯者 前田蓮山

大森區南千束町三四〇番地

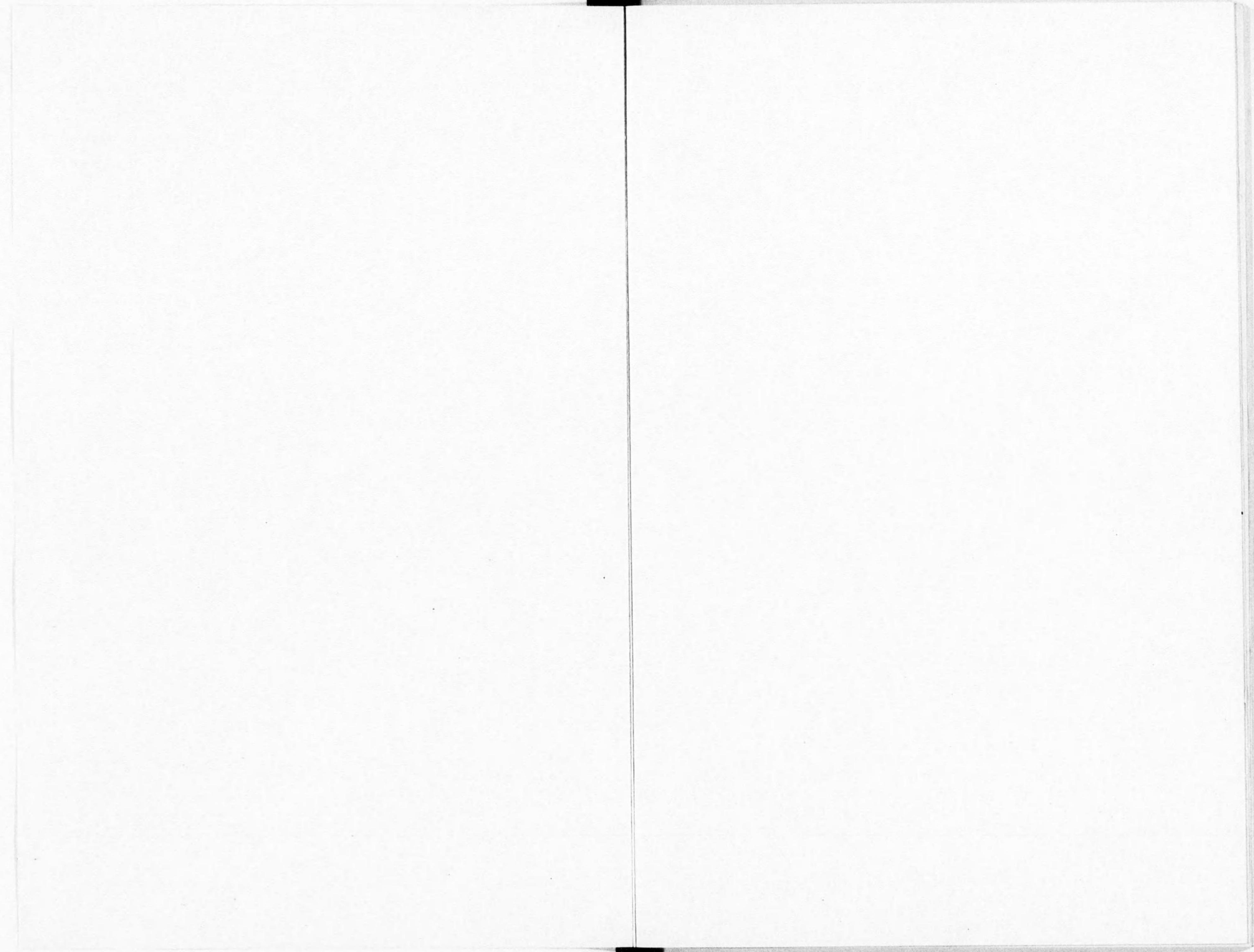
麻布區筭町一〇六番地

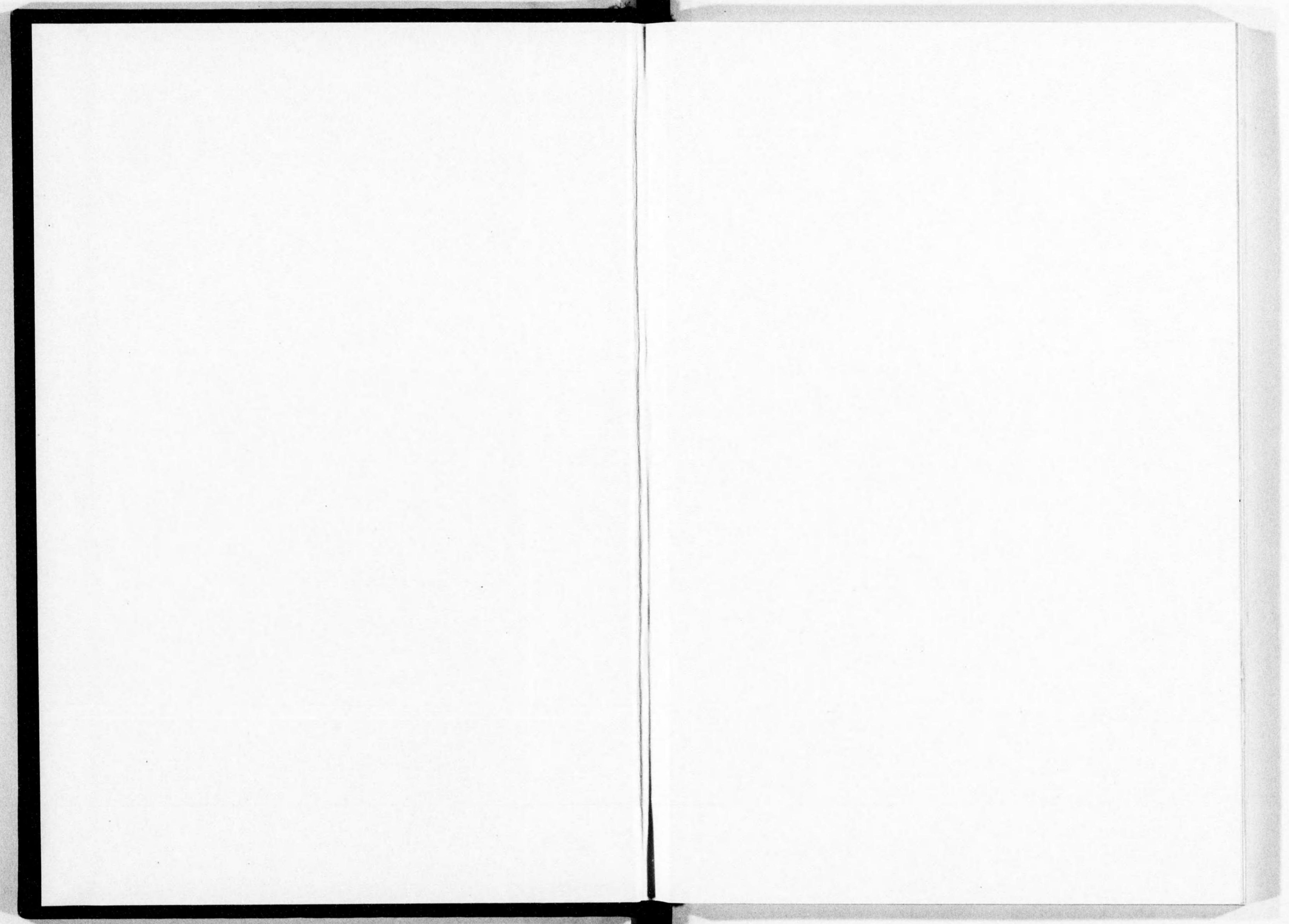
印刷所 共同印刷株式會社

東京小石川區久堅町

麻布區筭町一〇六番地

IT X 70





終